

東京都児童福祉審議会 第11回専門部会（拡大）議事録

1 日時 平成16年4月20日（火） 18:02～19:56

2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室S6

3 会議次第

<議事>

1 議事

(1) 資料説明

(2) 審議

4 出席委員

網野武博部会長、浅川澄一委員、磯谷文明委員、大川奈央子委員、柏女靈峰委員、窪田由美委員、近藤恵子委員、高橋利一委員、高原慶一朗委員、中山弘子委員、松原康雄委員、山田昌弘委員、米山明委員

<臨時委員>大日向雅美委員、永瀬伸子委員

5 資料

(1) 東京都児童福祉審議会委員名簿

(2) 第11回専門部会行政側名簿

(3) 東京都児童福祉審議会専門部会の開催状況

(4) 最終報告書（案）

6 議事録（全文）

開会

○松岡子ども家庭部計画課長 本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまより拡大専門部会を始めさせていただきます。専門部会としては今期11回目、「中間のまとめ」以降4回目となります。本日はメンバーを、本委員会のメンバー全員に拡大して行います。

昨年8月の第2回本委員会以降、1名の委員の方がおかわりになりました。本日は所用のためのご欠席でございますが、お名前のみ紹介させていただきます。お手元の資料1「東京都児童福祉審議会委員名簿」で御確認ください。東京都議会厚生委員会委員長藤井一委員でございます。また、行政側にも大幅な人事異動がございました。お手元の資料2、行政側の

名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、委員の方の出席につきまして御報告をさせていただきます。本日は松谷委員、玉木委員、鶴岡委員、藤井委員、馬場委員の5名から、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。本審議会の委員総数20名のうち、ご出席とご連絡をいただいているのが15名でございますので、定足数に達することをご報告させていただきます。少々、遅れていらっしゃる方がおられますが、その他の方々はお揃いでございますので、始めさせていただきます。

まず初めに、会議資料の確認をお願いいたします。資料1が東京都児童福祉審議会委員名簿でございます。資料2が本日出席の行政側の名簿でございます。資料3は、東京都児童福祉審議会の専門部会等の開催状況で、「中間のまとめ」以降の専門部会、それから企画起草委員会の開催状況を一覧にしてございます。資料4が最終報告書の案でございます。

なお、本日は専門部会のため、後日、東京都のホームページにて議事録を公開させていただきます。

それでは、網野部会長に進行をお願いいたします。

○網野部会長 それでは、ただいまから拡大専門部会を開催いたします。よろしく申し上げます。

昨年の8月ですが、「中間のまとめ」を示しまして、それ以降、ちょうど資料3の説明がありました。専門部会を3回、企画起草委員会を4回開催しまして、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」というテーマで、「中間のまとめ」を踏まえながらさらに審議を進めてまいりました。本日は、これまで検討を重ねてきました内容を、いよいよ最終報告書の案としてまとめたものを、拡大専門部会ということで、委員の皆様方全員に審議していただくという機会を持たせていただきました。御出席の皆様には、事前に事務局から最終報告書の案を送らせていただきましたので、一通り目を通していただいているかと思えます。

それでは、これまでの経過として、資料3の東京都児童福祉審議会専門部会等の開催状況、それから資料4の最終報告書(案)、これに関しまして、専門部会で検討しました内容についてまず事務局から説明を受け、その後審議を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、恐れ入りますが、座ったままで説明させていただきます。

まず、資料3の専門部会等の開催状況を御覧ください。昨年10月10日に専門部会を開催いたしまして、その後、11月20日の専門部会開催、さらに、メンバーを企画起草委員会に縮小いたしまして、4回、企画起草委員会を開いてまいりました。3月29日の企画起草委員会で最終報告(案)をまとめ、4月13日の専門部会に出して、ご審議をいただいたところでございます。今後は、本日、第11回専門部会をメンバーを委員全員に拡大して行いまして、5月6日の第3回の本委員会で最終報告の決定について審議をしていただくとい

う予定でございます。

それでは、最終報告の内容を資料4に基づいて説明させていただきます。

まず、目次を御覧ください。全部で4部構成となっております、第1の「最終のまとめにあたって」、ここでは「中間のまとめ」の内容の確認をし、「中間のまとめ」以降の様々な状況を踏まえた上で、最終のまとめにおける問題意識を述べております。

第2の「新しい保育施策の方向」では、保育サービスを、すべての子育て家庭が、何らかの形で必要にしているという状況の中、保育所の新しい役割として、地域支援や幼稚園と連携しての幼児教育の充実などが求められる。認可保育所に対して期待することなどに触れております。

次に、第3の「都が実施すべきこと」、これがこの報告の中心部分になるかと思えますけれども、第1、第2で述べたことを実現するために、「保育に欠ける要件」の見直しをはじめとする、国に対して提案要求すべき事柄について述べました後、認証保育所の推進や、保育所におけるサービスの質の向上や量の拡大について、さらに、補助制度の改革について述べております。

第4の「総合的な子育て支援策の充実」のところでは、保育サービスばかりでなく、労働環境の整備や、生活環境の整備を含む子育て家庭への幅広い支援、最終的には、社会全体での子育て支援が必要であることを述べております。

本文のほうに入らせていただきます。次の1ページを御覧ください。「第1 最終のまとめにあたって」の「1 『中間のまとめ』の概要」、ここでは、「中間のまとめ」の内容を改めて確認しております。「中間のまとめ」では、家庭や地域の養育力が弱まっている現状を挙げ、子育てを社会全体でバックアップしていくことや、都市型保育ニーズに対応していくことの必要性を指摘し、しかし、そうした保育ニーズの変化に現在の保育制度がマッチしていないということを取り上げ、そのために既存の保育システムを見直し、新たに構築する必要があることなどを挙げております。具体的には、多様な事業者の参入による供給拡大や、直接契約制度の導入による利用者の選択の幅の拡大、利用者が安心して選択できる仕組みづくりなどを挙げております。

「2 『中間のまとめ』以降の保育をめぐる状況」では、「中間のまとめ」を出した後の、状況の変化を概括しております。まず、「(1) 次世代育成支援対策推進法制定及び児童福祉法一部改正への対応」のところでは、平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の制定と児童福祉法の改正が成立したことを取り上げ、それにより自治体や事業主に次世代育成支援の行動計画の策定が義務づけられたこと、区市町村における子育て支援事業の実施が法定化され、また、待機児童が多い自治体に保育計画の策定が義務づけられたことなどを挙げております。

「(2) 国における公立保育所負担金の一般財源化」のところでは、公立保育所の運営費負担金が、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革の趣旨を踏まえて、平成16年度から一般財源化されたことについて触れております。

「(3) 区市町村で進む公設民営化」では、平成13年の公立保育所の運営委託にかかわる主体制限の撤廃や、平成15年9月からの公の施設の管理に関する指定管理者制度の創設などを背景に、保育所の公設民営化の動きが加速していることなどを挙げております。

次に「(4) 都における民間社会福祉施設サービス推進費補助金の再構築」のところでは、現在の社会福祉法人立の認可保育所に対する都の民間社会福祉施設サービス推進費補助金、いわゆるサービス推進費について、これまで施設の定員規模や児童数、職員の平均経験年数などから一律に算定される仕組みになっていたものを、平成16年度から、都として望ましいサービス水準を確保するとともに、サービス向上に向けた施設の努力が真に報われる仕組みへと再構築したことを挙げております。

「(5) 国における幼保一体総合施設の検討」では、幼稚園と保育所の連携が進んでいる中で、国においても、就学前の教育・保育を一体として捉えた取組をさらに進めるために、現在の保育所、幼稚園制度とは別の新たな制度として、総合施設の設置が検討されていることを挙げております。

次に「3 最終のまとめにおける問題意識」では、最終のまとめにあたっての問題意識を確認しております。すべての子育て家庭において、必要とする時期、形態は様々であるとしても、何らかの保育サービスを必要としているのが現在の東京の状況である。具体的には、長時間勤務や不規則勤務の人など、多様な勤務形態の人が増え、保育サービスを必要とする時間帯が様々であったり、在宅子育て家庭でも、家族の事情や働くための準備などの理由から保育サービスを必要としているなどの状況があります。

しかし、制度の上でも、また人々の意識の上でも、「保育サービス＝認可保育所」という考え方が根強く残っており、公費投入や公的関与の面でも、認可保育所と他の保育サービスとの間に大きな差がある。そうした認可保育所中心のあり方が利用者ニーズに適切にこたえているかどうか、改めて考える必要があるとしております。そして、これらの状況に対して、すべての子育て中の家庭に、在宅サービスも含めた何らかの保育サービスが必要だという考え方に立って、利用者本位の保育サービス提供制度を、社会全体で作りに上げていくべき時期に来ている。特に東京は、現行の認可保育所を中心とした保育制度の運用上の問題点が最も先鋭的にあらわれている地域ということで、都が率先して、時代の変化にふさわしい新たな保育所制度のあり方を提案していくべきということで、最終報告では、都としてとるべき方策を提言するとしております。

そして、5ページ、「第2 新しい保育施策の方向」の「1 すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの拡充」のところでございますけれども、ここでは、すべての子育て家庭が保育を必要するという状況を詳細に記載しております。

全国的に少子化が進む中、特に東京では、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の養育力の低下が見られるとともに、子育て家庭の負担が高まっているという状況があります。4つ目の○に行きますが、東京での特徴的な働きかたとして、正社員の勤務が長時間化している一方、契約社員やパートタイムなどの様々な労働形態と、夜間勤

務、不規則勤務などの勤務の形態の多様さが挙げられる。しかし、そうした人々は、「昼間労働を常態とする」働き方ではないために、現在の制度では認可保育所を利用できない。そのために、二重保育や、ベビーホテル等の認可外保育施設を利用せざるを得ない人もいるという状況があります。また、在宅で子どもを育てている場合でも、保護者の急病や育児疲れなどのときに安心して子どもを預けられる保育サービスが必要である。その他、仕事を探すために子どもを預けたいといったニーズもございます。しかしながら、現状では、認可保育所の供給量が十分ではないために、保育所に入所できず、仕事を辞める人、子どもを持つ意欲を持っていない人がいるという状況にあります。そうしたことを踏まえて、長時間働く人のニーズにこたえることはもちろんだが、在宅で子育て中の家庭やパートタイム就労等で不定期に保育サービスを利用したい人も認可保育所を利用できるようにすることが必要である。また、保育所だけではなく、ショートステイや一時保育などの在宅サービスなどを充実させ、利用者がニーズに応じて、豊富なサービスメニューの中から選択して利用できるようにすることが求められるとしております。その上で、これからの保育サービスを考える際に大切なのは、子どもの豊かな育ちを保障するという視点と、多様化するニーズに今ある制度を当てはめるのではなく、ニーズの変化に応じて制度を柔軟に見直すという利用者本位の視点であるということで、保育サービスは、子どもの最善の利益のために、すべての子育て中の家庭が、必要とするときにいつでも利用でき、家庭で適切な養育を受けられない子どもを守ることが求められるとしております。

次の「2 保育所に求められる新しい役割」、ここでは、保育所にこれから求められる専門性を生かした役割について記載しております。

「(1) 地域支援」では、保育所は、そこに入所している子どもたちばかりではなく、家庭と地域の養育力を高めるための支援を行う拠点として、地域支援の機能を強化することが必要としております。7ページに入りますが、保育所は、地域に広く設置されているというメリットを生かし、地域に開かれたものとし、在宅で育てられている子どもの健全な発達への支援、親子が集える場の提供などを通じた地域の親子が抱える不安や悩みの共有、さらに、地域のNPO法人や親同士の子育て支援グループ等との協働を進め、地域のつながりを再生する拠点となるべきとしております。また、子どもと家庭をめぐるさまざまな問題についても、児童相談所等や子ども家庭支援センターなどと連携してファミリーソーシャルワークを展開することが必要であり、保育所は、最も身近な子育て支援の施設として親子のニーズをすくい上げ、地域の行政機関や関係機関に代弁していくという役割を果たすべきとしております。

「(2) 幼稚園との連携」のところでは、近年、小学校入学後の児童が学校生活に馴染めなかったり、授業中に立ち歩いたり騒いだりする、いわゆる「小一プロブレム」という問題が指摘されております。8ページに入りますが、就学前からの対応が必要であり、家庭教育の充実とともに、幼稚園と保育所とが連携して幼児教育を充実させ、すべての就学前の児童を視野に入れて、両者の連携を一層推進すべきとしております。

次に「3 認可保育所への期待」のところでございます。ここでは、これからの認可保育所に期待される役割について触れております。

保育サービスの担い手としての認可保育所の存在は大きく、これまで以上に都市型保育ニーズにこたえていくために、サービス面での充実を図り、認可外保育施設では対応しがたいサービスを提供するなどの特色を持つべきであると。具体的には、延長保育や産休明け保育については、原則としてすべての認可保育所で実施し、夜間保育、休日保育、病後児保育にも積極的に取り組むべきとしております。さらに、福祉的ニーズにも積極的に取り組み、セーフティネットの役割を果たすべきことを挙げております。また、地域における多様な民間団体等の子育て支援の取り組みと連携し、その人的、物的資源を生かして、在宅で子育てをしている家庭を支援していくということも、認可保育所の重要な役割としております。児童福祉法の改正により、区市町村の子育て支援の重要性が高まる中、認可保育所は、児童館や子ども家庭支援センターなどと協働しながら、専門性を生かした子育て支援を担うことが必要としております。

10ページに入ります。「第3 都が実施すべきこと」の「1 国に求める認可保育所改革」。その中の「(1)「保育に欠ける」要件の見直し」のところでございます。

既に述べましたように、現行の法制下では、児童福祉法上に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たされなければ認可保育所に入所させることができない。具体的には、「昼間勤務を常態とする」ことなど6項目が児童福祉法施行令に列挙されており、この基準をもとに各区市町村が入所申込者の「保育に欠ける」度合いを判断し、入所を決定するシステムになっております。しかし、このシステムでは、入所決定の判断が画一的になされがちであり、また、認可保育所の開所時間が「昼間労働を常態とする」ということを前提にしているために、長時間勤務や不規則勤務、夜間勤務の人などが利用することが難しい。そのために、保育料の負担が大きく、環境も必ずしも十分ではないベビーホテルしか利用できない家庭が存在する。また、在宅で子育て中の家庭における様々な保育ニーズや、福祉的な保育ニーズにも対応することが必要です。すべての子育て家庭が、保育サービスやその他の子育て支援サービスを適切に組み合わせながら支援を受けられるようにするためには、児童福祉法における「保育に欠ける要件」を見直し、サービス対象を広げていくことが必要としております。

11ページの最初の○のところにありますが、認可保育所への入所を区市町村が決定する仕組みは、利用者本位のサービス向上や経営改善の意欲を十分に育てることができなかつたという面があるということが、一方ではございます。こうしたことを踏まえ、保育を必要と考えるすべての親が、自ら選択して利用できるものにするよう、「保育に欠ける」要件の見直しを国に提案要求することが重要とし、同時に都としても、認証保育所の拡充を進めるべきとしております。

「(2) 直接契約制度の導入」のところですが、これも「保育に欠ける」要件の見直しの具体化として、直接契約制度の導入があります。ただ、その実施にあたっては、入所基準の公

開などの公平・公正な入所が確保されるための仕組みづくりや、利用者が施設のサービス内容の情報を十分に得た上で選択できる仕組みづくりを、行政が責任を持って進めることが必要としております。最初に求めるべきことは、利用者が、直接施設と契約をする認証保育所の仕組みを国に認知させること。さらに、認可保育所の利用についても、一般的な保育ニーズに対しては、現行の区市町村への利用申込方法を改め、希望する利用者がニーズに応じて直接契約することが可能な制度を導入することが必要としております。そしてもちろん、福祉的な保育ニーズに対しては、これまでどおり区市町村の関与のもとに、行政が責任を持って優先入所させていくべきとしております。

次に「(3) 多様な運営主体の参入に向けた規制緩和」のところですが、もちろん、「選択」と「競い合い」を通じて保育サービスの向上を図っていくため、また保育の総量を増やすため、認可保育所へ多様な運営主体が参入しやすい仕組みづくりが必要としております。そのためには、事業者間の対等な競争条件を整えられるよう、補助制度や税制面等の見直しが必要であり、都は国に対して、その改革を働きかけていくべきとしております。また、大都市においては土地の自己所有が難しく、賃借物件での保育所の設置が現実的である。既に賃借方式そのものは規制緩和により認められておりますけれども、施設改修費や家賃の負担が重く、なかなか普及していないという状況を踏まえて、施設改修費への補助や運営費の使途制限を一層緩和し、柔軟に活用できるよう国に提案要求していくべきとしております。

次に「2 認証保育所の推進」ですが、平成13年度にスタートした認証保育所制度は、13時間開所や零歳児保育の義務づけ、直接契約制度、国基準の範囲内での保育料の自由設定を導入しつつ、施設基準等については国の基準をほぼ満たすものとなっている。もちろん、認証保育所は制度発足後まだ日が浅く、今後は形式的な基準を満たした上で、子どもの発達を保障するための保育の質をさらに高めていく取り組みが求められる。しかし、認証保育所が、発足以来果たしてきた保育所改革の先導役としての役割は今後ますます重要としております。

認証保育所の創設によって、認可保育所でも零歳児や延長保育などの実施率が上がるなどの波及効果が見られる。また、他府県の自治体でも類似した制度を創設するなどの影響が出ております。このように、多様な保育ニーズにこたえ、都民の支持を得て開設数を伸ばしてきた認証保育所を、大都市における新たな保育所として国の認知を求めていくべきとしております。しかし、全国的には、待機児童の問題がそれほど深刻ではない自治体があるなど様々な状況がある中では、一つの提案にこだわらず、多様な提言を行うことが必要としております。例えば、認証保育所を認可保育所の一類型として位置づけることや、区市町村における子育て支援事業の一つとして位置づけること、就学前児童の総合施設の一類型として位置づけることなどがあり、特に、総合施設の動向については、都としても十分に注視をし、必要に応じて具体的な提案要求を行うべきとしております。また、都のほかにも、深刻な待機児童問題を抱える都市部の自治体や、類似した独自の保育施策に取り組んでいる自治体と連携し、地域の実情を踏まえた自治体独自の施策の認知を求めていく取り組みも重

要としております。

次に「3 保育所におけるサービスの質の向上」ですけれども、行政の責任として、保育サービスの質を確保することがますます重要ということで、具体的な策としては、行政による指導監督をさらに徹底させるということ、良質なサービスを提供しようと努力している認可外保育施設については、認証保育所への移行を促進するなどを挙げております。また、都が平成15年1月にまとめました「事業者向けガイドライン」に述べられているような、福祉サービス第三者評価システムや運営委員会の活用、相談・苦情への適切な対応などを徹底していくことが必要である。特に、福祉サービス第三者評価システムについては、評価手法や項目を見直しながら普及・定着を図っていくことが重要としております。また、保育者には、より高度な専門性が求められているということで、認可・認証の別を問わない保育者への研修の充実や、実践を発表し合う場の設定など、保育者同士が連携してお互いに学び合うことが重要としております。

次の「4 保育サービスの量の拡大」では、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応のために、保育の総量を増やしていくことが必要としております。

そのためには、多様な運営主体の参入を促すとともに、既存の認可保育所においても、サービス内容の拡充や、需要と供給のミスマッチを改善し、受入枠の拡大、施設の増設を行うことが重要としております。また、16年度中に策定が義務づけられた保育計画においては、事業者の開設時の負担を減らし、自治体の効率的な予算配分を進めることができることなどから、「公設民営化」により保育所整備を進めることも、量の拡大のための重要な選択肢の1つとして考えられる。ただ、その実施に当たっては、保護者へ十分に説明し、理解と協力が得られるように努力が必要としております。また、学校の余裕教室や統廃合で廃校になる建物等の既存の公有施設の活用、公立幼稚園施設の有効活用などが必要としております。さらに、一時保育等の在宅サービスの拡充や、ファミリー・サポート・センターの充実、都自身を含めた官公庁や企業においても、職場内託児施設の設置促進を検討すべきとしております。

次に「5 区市町村に対する補助制度の改革」のところですが、もちろん、「中間のまとめ」でも触れましたように、公立・社会福祉法人立等の認可保育所には、国基準の運営費に加えて、都や区市町村からの加算補助が行われております。しかし、それにもかかわらず、延長保育や零歳児保育等のサービスの実施率が低いことなどを指摘しております。

この加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものになっていないということ、また、補助の恩恵を受けるのが、認可保育所を利用する家庭に偏っていることなどから、いわゆる都加算補助については、サービスの向上を促すとともに、子育て支援全体を拡充する方向で見直しを行うことが必要としております。区市町村は、保育の実施主体として、住民のニーズにこたえて保育サービスの充実を図る責任があります。また、区市町村の責務といたしまして、15年7月の児童福祉法改正で、子育て相談など地域における子育て支援事業を実施することが、さらに、今国会で審議中でありまして、児童虐待を予防するための区市町

村の役割を、法律上位置づけることなどが求められております。また、次世代育成支援対策推進法では、平成16年度中に地域行動計画の策定が義務づけられ、平成17年度から、子育て支援など幅広い次世代育成支援対策の展開が求められております。このように、保育サービスのみならず、子育て支援全般にわたる施策の実施が区市町村の役割であるということが一層明確にされ、区市町村では、保育サービスはもちろんのこと、様々な子育て支援策も充実することが必要となっております。

もちろん都としても、広域自治体として、区市町村が地域の実情に応じて子育て支援策を幅広く実施できるよう、区市町村を支援する必要がある。そうした状況から、都加算補助についても見直しを進め、その他の子育て支援に関する補助とともに、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実に活用できる包括的なものとするなど、地域の特性に応じた区市町村の裁量を拡大する方向で検討していくことが望ましいとしております。具体的には、待機児童の解消はもちろんのこと、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設のレベルアップ、子育てに問題を抱えた家庭への支援や相談事業、在宅サービスの充実、子育てサークルやボランティアの育成等、幅広い子育て支援施策全般の拡充のために努力することを望むとしております。

17ページに入りますが、保育料については、区市町村が決めるものではありませんけれども、応益負担という考え方のもとに、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮したあり方を検討されることを期待するとしております。

18ページに入ります。「第4 総合的な子育て支援策の充実」の「1 労働環境の整備」のところですが、東京では、多様な勤務形態や不規則な労働時間の親が増えており、また、制度として育児休業制度があっても実際にはとりにくいという状況がございます。在宅で子育てを行っている家庭においても、専業主婦が子育てを一人きりで負わされているという状況があり、子育て世代の働く人の負担を減らし、家庭での子育てを支援するために労働環境を整備することが重要としております。行政による保育所の整備に加えて、男女ともに育児休業制度を利用しやすい条件づくりや、労働時間の短縮等に早急に取り組むべきである。次世代育成支援対策推進法では、一般事業主も行動計画を策定しなければならないこととされており、雇用する側も意識改革を進め、企業全体での理解のもとに取り組んでいくことが必要としております。また、実効性のある計画とするために、企業と行政、地域社会が連携し、社会全体で協力して取り組むという視点が欠かせない。さらに、非正規社員が育児休業を取得しにくいなどの実態の改善や、正社員のみにも有利な社会保障制度の見直しを進め、雇用形態による差別のない制度を構築していくことも必要としております。

「2 子育て家庭への幅広い支援」ですけれども、次世代育成支援対策推進法や改正児童福祉法を受け、地域の子育て支援サービスの充実や、次世代育成支援行動計画が各自治体で策定されるという中で、保育所だけではなく、子育て支援策全体を計画的にレベルアップすることが重要としております。現状では、在宅で子育てをしている家庭に対する支援が少ないという中で、ショートステイや一時保育等の在宅サービスを充実させ、利用者が、保育所

だけではなく、ニーズに応じてさまざまな子育て支援施策を選択できるようにすべきとしております。さらに、生活環境の整備や、子どもなどの安全の確保など、幅広く子育てを支援していくことが次世代育成の観点から求められるとしております。

最後に「3 社会全体での子育て支援を」のところでございますけれども、子育てを社会全体で支えていくためには財源の確保が重要としております。

平成13年度における社会保障給付費に占める高齢者関係の割合が7割であるのに対し、子ども・家庭関係は5%未満にすぎず、欧米と比べても大変低いという実態がございます。子どもへの支出が次世代への投資という側面を持つことも考えれば、この比重を改め、社会保障財源を高齢者の分野から子ども家庭の分野にシフトすることが必要であり、自治体においても、子ども家庭分野の予算の拡充と、今ある財源を効果的に配分していくことが求められるとしております。子どもを生み育てやすい社会を実現するために、次代を担う子どもたちを社会全体で育てるといふ、人々の意識改革や行動改革が欠かせないとしており、社会全体で、総合的に子育て家庭への支援に取り組むことが必要であるとしております。

駆け足でございましたけれども、最終報告の案は以上のような形となっております。

○網野部会長 ありがとうございます。「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」、この題で、いよいよ最終の意見具申の内容をまとめました。先ほど、資料3でありましたように、かなり回数を重ねて企画起草委員会、専門部会で検討を進めてきました。全体的にはかなりいろいろな内容を含んでおまして、事前にお配りさせていただきましたが、なかなか全体をしっかりと読み取ることも大変だったかと思えます。かいつまんで概要について説明をいただきました。特に、最終報告(案)の内容ということにつきましては、今日、初めてこの内容に接する方も何人もおられますので、その点を考えますと、できれば、専門部会のメンバー以外の方のご意見、ご発言をできるだけいただければと思います。

それでは、どうぞ自由にご発言ください。

○米山委員 1つ、質問させていただきたいと思えます。7ページの「(2) 幼稚園との連携」というところの一番下の○なんですけれども、近年の、小学校入学後の児童が不慣れた生活に馴染めない、あるいは、ルールが理解できないために、立ち歩く、騒ぐなどの「小一プロブレム」が増加しているということが書いてあります。文科省ですと、このあたりは、多分「特別支援教育の必要な児童」というふうな位置づけだとか、あるいは「軽度発達障害児」というふうに位置づけていると思うんですが、そうすると、学校のルールが理解できなかったりするだけではなくて、やはり、お子さんの発達の偏りがあったために起きているようなこともあるかと思えますが、基本的には、この「小一プロブレム」の増加というのは、今、言った、特別支援が必要なお子さんと同じ意味で考えてよろしいものなのでしょうか。

○松岡子ども家庭部計画課長 いわゆる、今の区分では障害の範疇には入らない、例えばA

DHDとか、先ほど先生がおっしゃった軽度発達障害の子どもが増加しているということが考えられるのではないかとはいえます。

○山田委員 私、教育学部にいるもので、「小一プロブレム」について多少調べたのですが、これは特に、いわゆる障害を持った子どもとか、そういう形で増えているというのではなく、むしろ、数か月たてばおさまる、つまり、慣れていないためにこういう問題が起こっているということを、小学校の現場の先生たちが、10年前、20年前に比べて騒がしくなっているということとでつけられた問題のようであって、特に特別な支援という意味で使われている言葉ではないというのが、私が調べた限りでのことです。

○米山委員 その中に、結構、そういうお子さんたちが実は含まれているということで、文科省は、調べたら今、6～8%いるというようなことをおっしゃっているのですけれども、そういうお子さんたちも、おそらくそれに含まれているのかなと思ひまして。むしろ、それをもう少し広い、初期の、新しい環境での、いわゆる適応障害といいますか、あえて「障害」という名前をつけていけば、少し、1か月、あるいは3か月以上そういう障害が続けば、一応、「適応障害」という診断をつけてしまうのですけれども、そういう適応の問題という解釈でよろしければ、このままでよろしいのではないかと思います。特別支援が必要なお子さんたち、高機能自閉とかアスペルガーとか、そういう方たちがトラブルメーカーになるのはもちろん非常に多いわけですが、それも含めて、情緒的に分離不安、まだ、家から離れる不安の強い方、そういう方がしばらくすれば適応できてしまうわけですから、そういうことも含まれたという意味で解釈ということで、わかりました。

○網野部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 私は、別の部会なものですから、今日、これを事前に配られて拝見した中で、この都市型保育サービスというのは、要するに利用したい保護者のニーズが多いとか、質の面で非常に専門性が求められているとか、または、量が多いとか、そういうものに対応しようということでの転換ということになるのでしょうか。ということであるとすれば、認証型と認可型では、当然、税金の配分が違ふ。それから、利用しようとする人たちの、私の認識の中では、認証型の保育所を利用している方々は、できれば、認可型の保育所に変わりたいという意向なども強く持っている。それから、また、零歳児がいらっしゃる保護者の方々にすれば、待機をして自己実現がなかなか可能ではないというところに、この都市の問題として、新たな対応を考えるという福祉改革というものが今回のテーマというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○網野部会長 全体の企画起草委員会のメンバーの方への確認ということでのご発言だと

と思いますが、どうでしょうか、委員の皆さん方。もし特になければ、私としては、今おっしゃった趣旨で言いますと、大都市圏での様々な、広がったり、あるいは深まっている保育ニーズへ、現行どおり、あるいは従来どおりではクリアできないこと、これを改めてしっかり踏まえてどう対応するかという点で、それが利用者本位とか、そういう趣旨で描いたことになると思います。とりわけ認証保育所のあり方というのは、都市型保育サービスの1つの典型、あるいは、これからの方向を考えた場合の重要な要素を抱えているだろう、そういう観点からは、かなり検討を加えたつもりです。

○高橋委員 それから、もう1つは、経営する側からすればコストダウンということを考える。利用する側からすれば、その選択ということと、もう1つ、コストダウンする方法の中に、他業種を含めて競い合いをそこに求めていく。良質なものと、低価なものを提供しようというのは、これは市場原理として当然理解できることだと思うんですけども、これがもし、都市ではない地方であれば、こういう議論はしないでもいいのかどうかということです。

○網野部会長 これについては、いかがでしょうか。

○浅川委員 問題は、やはり待機児としてあらわれてきているわけです。つまり、認可保育所に入れない子どもたちの総数を見ると、都市に集中しているわけです。これは絶対的な人口移動の問題もありますし、それから、都市における働き方が地方と違って深夜まで、あるいは不規則労働が非常に多いわけです。そういうところでの認可保育所の受入枠が少ない、そこで待機児が増えていく。だから、それをいかに解消しなければいけないか。大体、六大都市圏に、待機児の7割が集中しているわけですから、当然、地方部とは大分違ってくる。地方においては、むしろ幼稚園も保育所もあいている。そこから統合問題が起きているわけですから、客観的状況が全然違うわけです。ですから、きわめて都市型の問題だろうと私は思います。都市型の問題の、究極の都市型の問題が東京都にあらわれている。そこで、1つの回答の切り札として認証保育所というものが、現実に今広がっているというふうに私は理解しています。

○高橋委員 利用するというのは親ですよ、保護者ですよ。子ども側に立ったときに、認証保育所と認可保育所を比較すれば、当然、認可保育所のほうが一定のスペースを保障されておりますよね。

○浅川委員 いや、それは変わりません。基準は同じです。

○高橋委員 基準は同じなんですか。

○浅川委員 同じです。

○高橋委員 それじゃあ、どうして認可保育所を増やすことができないんですか。

○浅川委員 認可保育所はむだが多いからです。最終報告(案)でも指摘されているように、都加算を含めて認証保育所にはない様々なお金が送り込まれているにもかかわらず、零歳児保育、あるいは延長保育、休日保育等々のサービスが行われていない。とりわけ、公立保育所では社会福祉法人の保育所に比べてその実施率がきわめて低い。そういうむだなところに幾らお金を注いでも、税金のむだ遣いになる。それよりは、同じ基準の認証保育所を広めていくほうがはるかに効率的であるということは、だれしもわかる話ではないですか。

○高橋委員 東京の場合には3分の2が公立保育所ですよ。それと、民間の保育所と比較するというのも、1つありますよね。

○浅川委員 民間というのは、社会福祉法人のことを言っているんですか。

○高橋委員 そうです。

○浅川委員 それは、もちろんありますよ。

○高橋委員 そこでの差というのもありますよね。

○浅川委員 ええ、大きくあります。

○高橋委員 私が言いたいのは、やはりそこで働く人たちの待遇の問題です。認可と認証の場合には、確実に認証の人たちの、いわゆる、経営効果を考えた人件費の配分というものが違いますよね。それは経営するという企業型の観念で言えば、当然そういうことはあるのだろうけれども、良質のサービスをそこに提供しようとしたら、必ずしもそれでいいのかどうかということはあるんじゃないですか。

○浅川委員 どんなサービスにもそれに見合った人件費というのはあるわけですね。人件費は高ければ高いほどいいということにはつながらないんです。人件費の高さに応じた、それなりのサービスが広がっていけば、私は文句は言わない。現実には、加算という、東京都以外の県はやっていないものを東京都が注ぎ、あるいは、区市町村が注いでいるにもかかわらず、それなりのサービスが行われていないわけです。それは人件費のむだ遣い以外の何ものでもないんじゃないですか。つまり、そういう形で人件費が投入されていることがおかし

い。それを否定したところで認証保育所が出てきているわけですから、私のスタンスとしては、認証保育所を広めるのが税金の合理的な使い方なわけです。

今のお話のついでに、先ほど私がお配りした資料の保育所類型ごとの運営コストという表があります。この表を見ていただければ一目瞭然です。公立保育所のコストは認証保育所の2.5倍。保育士1人当たりの人件費は約800万円ですよ。公立保育所の保育士の平均年齢は42、3歳とされています。これはもちろん地域によって差があります。保育士、つまり管理者じゃないわけです、その人たちが800万円の収入を得ている。一方、認証保育所は約360万円です。どっちが、より多くの、より利用者側に立ったサービスを展開しているか。これは明らかに、認証保育所は零歳児保育から13時間保育からやられているわけですから、認証保育所のほうが、少ない人件費で、より豊富なサービスを提供している。じゃあ、どうしたらいいのか。日本の経済は、これから急成長していくことは限界がある。つまり税収に限界がある。その中で、より多くの子どもたちに保育サービスを提供するにはどうしたらいいか。そうしたら、当然のことながら、むだなところからお金を、そうでないところに注がなければいけないわけです。むだなところはどこか。公立保育所の人件費が最大のむだなんです。

それを立証するかのように、この1、2年、各市町村の公設民営化が急ピッチで進んでいます。この2、3年の間に45か所の東京都の都内の公立保育園が公設民営化、つまり、建物は公立がつくったけれども、運営を社会福祉法人やNPOや株式会社に残している。そのうち9つは株式会社とNPOに残されている。じゃあ、どれだけコストの差があるのか。最初に始めた三鷹市は何と言っているか。三鷹市はベネッセコーポレーションに、ある公立保育所の運営を委託しました。総コストが、公立保育所の半額で済んだそうです。それで、サービスはむしろよくなっている。こんなむだなことが公立保育所で行われているのが現実です。そうしたら、公立保育所を増やすなんていうことはとんでもない話です。認証保育所を増やすことによって、同じ税金を、公立保育所から認証保育所に回していく。

私は再三、この専門部会の中で、認可保育所への東京都の加算の撤廃・縮小を唱え続けてきました。残念ながらそれは、ここにおられる専門部会の委員の反対に遭って、最終的なこの報告書には盛り込まれませんでした。しかし、現実の動きとしては、多くの自治体は、公設民営化にこの1、2年走り出している。なぜ走り出しているか。予算が少なくなってきたどこかを削らなければいけない。最もむだの多いところから手をつけていくのは当然です。そうするとどこが一番むだか、保育士の人件費がむだであることに気がついたわけです。

○高橋委員 おっしゃることはわかりますが、公立の保育所をどうするのか。私も民間の保育所を経営しておりますし、企業内保育所も経営しておりますし、公立保育所の委託も受けています。だから、そういう中でのコストの問題はよくわかっているんです。しかし、その質をよくしていくということ、子ども側に立って、ほんとうに保育所はどういうものなのかということを考える必要もあると思うんです。学生たちの調査の中で見ても、認証保育所

と認可保育所では確実に差はあるわけです。コストの面でも、公の投入している資金の問題でも、そこで働く学生たちのバーンアウトしていく率も高いということも考えると、やはり、公平に子どもたちに税金を配分するという意味合いでは、認証であっても認可であっても、公立であっても、民間であっても、ほんとうは同じでなきゃいけないのだろうと思うんです。だから、それを都市型と言われているんですかということを知ったんです。そういう意味からすると、都市型って何ですか。もし、公立施設、公立の保育所をもっと改善することを前提に都市型と考えるのであれば、いわゆる税金の配分をできるだけ公平にしていくという意味合いで考えるならば、ちょっと議論が違うのではないかなというふうに思ったんですよ。

○浅川委員 どういうふうに違うんですか。認証保育所を増やしていくことが都市型の保育ニーズにこたえることにはならないんですか。

○高橋委員 いや、そうじゃなくて、公立保育所にあまり触れていないじゃないですか。

○浅川委員 そうそう。やっとサポーターが1人あらわれたという感じで嬉しい限りなんですけれども、そういう論を私は散々展開してきたのだけれども、残念ながら、高原委員のほかには賛同を得られなかった。それで結果的には報告書には盛られなかった。つまり、多くのほかの委員の方は、公立保育所、認可保育所をできるだけ現状のまま維持していかなければいけないという主張をされてきたわけです。松原委員、そうですよね。そういう方が多いために、残念ながら、私の主張は盛られなかった。つまり、認可保育所に対する都加算の引き揚げ、全面縮小、撤廃、これを私は何回も言い続けてきたんです。それが、税金の公平性を確保するために東京都がやれる最大の事なんです。つまり、保育というのは市町村が主体ですから、東京都はそう簡単にいろいろなことには手が出せない。何がやれるかということ、東京都が注いでいる税金をどういうふうにするかというのは、東京都の独自の判断です。それを、加算という形でむだに使われているのだから、それを引き揚げて、より認証保育所に広げたり、あるいは、さらに環境の悪い、ここで言われている認証保育所の360万円の人件費に満たない、たくさん認可外保育施設、ベビーホテルがあるわけです。そこに、月に12、3万円のものすごい低収入でしか働けない人たちがたくさんいるわけですよ。そういうところにもう少し注ぐことによって、全体のレベルを上げていくべきだという話を私は再三、主張してきました。

○松原委員 きょうの議事録が公開されますので、誤解のないように。私は、公立認可保育所を守れといった発言は一度もしていないです。それから、他の自治体では、公設民営をする審議会の委員長も務めております。そのことは誤解のないように。ただ、僕がこの委員会

で言ったのは、認可保育所を公立でやるか、民間でやるかということについては、東京都においては、お勧めはできるかもしれない。それはこの報告書の中にも書いています。それは区市町村のご判断なので、東京都では言えないでしょう。認可保育所ということについては、これはこの報告書の中に盛り込んでいただきましたけれども、認可保育所の役割があるわけですから、認可保育所ということについても、この報告書では、保育の中心だということ表現されていたかと思いますが、そのことと、今の高橋委員のご質問ともかかわるのですけれども、東京都、都市型の場合には、認証保育所を、これは浅川委員と一緒に、僕も、育てなければいけないと思います。そのために東京都の補助金について、今までのように定型で既得権のように使うのは問題ですと、賛成をしていますよね、ご記憶があると思います。

○浅川委員 いや、加算の撤廃、縮小に反対されていますでしょう。どうしてそれに賛成されなかったんですか。

○松原委員 見直しましょうと言いました。

○浅川委員 撤廃、縮小をしてくれと私は言っているんです。

○松原委員 ええ、僕は、そこは反対ですよ。

○浅川委員 だから、どうして反対なんですか。

○松原委員 その見直しについては、それは、子育て支援全般についてきちっと使ってくださいと。それは区、市、町村でそれぞれ事情が違う、まさに、都市型といっても東京都の場合には、まだ町だってあるわけですから、村もあったかな、そういうものについて一律にはできないでしょう。それから、そういう子育て支援というところへお金を使うことによって、これもこの報告書の中に書いてありますけれども、もっと限られた予算というような、一歩も二歩も下がったような形ではなくて、高齢者との比較をしていただきましたけれども、総体としては予算を増やしていくようにしようではないかと、そういう趣旨で、僕は、この報告書全体を書くことについては議論してきたつもりなんですよね。

○浅川委員 繰り返しになりますけれども、新しい委員の方がいらっしゃるので。今の松原委員の話は議論のすりかえだというふうに前にも申し上げました。つまり、加算は加算として、1回縮小・撤廃をした上で、さらにほかの、例えば認可外保育施設や在宅の様々な子育て支援サービスに使うのは、それは別立てでやればいい。加算は人件費に使われているんですよ、むだな人件費に。ですからそれは一度引き揚げるべきだというふうに私は申し上げているので、加算の撤廃・縮小をきちっと盛り込むべきだと。その使い方については、別の

会計をきちっと立てるべきであって、それは、これから期待するというで前回はうやむやになってしまったわけですが、期待しても、期待しても公立保育園は零歳児保育をやらないところはたくさんあるわけですよ、現実にも。つまりもう限界が来ている。限界が来ているのだったら、そんなむだな予算をいつまでも放っておくのはおかしいから、一度引き上げた上で、別の用途としてきちっとして項目を立てたらどうですかというふうに私は申し上げているんですけどね。

○松原委員 このところは何回も議論をしてきて、浅川委員がそういう発言をされているのも、オープンにされている議事録の中に残っていて、それぞれの各委員のご意見があって、今日、こういうふうに案が出てきておりますので、私はこれ以上、このところで議論はもうしなくていいと。事実、そういうふうに主張されたという浅川委員の発言は全くそのとおりで、浅川委員がその主張を変えられていないというのも私はわかっていますし、そのことについて、私が前回、あるいはほかの委員もいろいろ言ったということも事実ですので、今ここで全体の議論に戻していただきたいと思います。

○網野部会長 少し、企画起草委員会や専門部会のリプレイが展開されたという部分もありますが、今日の一番大事な視点は、ここまでの段階で、東京都の審議会が最終報告を出すということでの最後の議論をいただく場だということです。今のような、ほんとうにいろいろな論点、あるいはとらえ方という、いろいろな図ではあるにしても、先ほど概要を報告していただいたものを、まさに今議論しております。1つ1つこれを深めていくと、もうまた大変な時間かかると思いますので……。

○浅川委員 それは議事進行にちょっと異論があります。今、高橋さんから保育所についてこれでいいのかという問いかけがなされているわけですから、それは各委員がきちっと答えないといけないと思います。

○網野部会長 はい、それで、高橋委員がおっしゃったこと、もう1回、最初のところに戻りたいと思いますが、都市型保育サービスのあり方ということ、ここでは検討してきたのだと。その中で、例えばコストダウンだとか、今議論されたようなことを、全国的に見た場合、ほかの府県との相違ということで浮き彫りにするというふうなことについて、むしろ疑問、質問を含めて展開されてきたと思いますが、少し、私のほうから、先ほどの件で申し上げたいと思います。

コストダウンというよりも、コストの適正な運用ということをどう考えるか、これはどの地域、どの自治体、どの保育所でも、今大変な課題になっていると思います。そのような点に関しては、かなり共通点はいろいろあると思いますが、東京都の場合には、非常に保育ニーズが広く、多様なものがある。それに対して、十分利用者が利用しやすいようになっている

るかという点で、かなり都市が抱えている問題等を含めて検討しなければならないものがある。この点はかなり共通にしっかりとらえる必要があるかと思えます。

その運用として、認可保育所はそれぞれに課題を抱えているわけですが、それを適切に運営するためのコスト、例えば、コストダウン＝コストランなのかということ、おそらくまた議論がいろいろ違ってくると思いますが、そのような点で、認可保育所に限らず、全体的にどのように非常に貴重な財源を運用するかということについては、かなり東京都の特徴をとらえながら、この中で詰めてきた。これは全国的に保育所をどうのこととは違って、随所にそれが示されているかと思えます。その上で、ご質問とかご意見をいただければと思えます。

○高橋委員 公立保育所の果たしてきた役割というのは、戦後からずっとあったと思うんですね。それで、今のような多様なニーズがあるとするれば、その多様な部分の、一般ではできないような困難性に対して公立が対応するとか、それから、認証型の保育所でも、税金的な部分での公的な援助はもっとあってもいいのだろうと思えます。これは、1人の子どもとして見れば、ここに来たから自分に投入される税金がこれだけで、こっちの保育所に行っていればこんなにたくさんあるというのは不公平じゃないかというふうに思うのではないかと思うんですね。そういう意味で、社会が子育てを支援しようというのであれば、やはり、どこに置かれた子どもであっても、社会が育てるという部分で公平な待遇があっているのではないかというふうに思いますし、より、ハンデ等がある子どもに対しては、より多くの資金がまた必要であるわけですから、そこに養育上の、非常にキャリアがあるような人たちが必要であれば、その部分を育てるのが公立の役割であるかもしれません。だから本当は、そういう公平性をもっと考えられて、本当の都市型と言えるのではないかというふうに思うんですね。

○網野部会長 今の件につきまして、大分企画起草委員会で検討された委員の方は、今のご意見について、ほぼこの報告書の内容に含めているのではないかという感想をお持ちかと思えます。特に公立、社会福祉法人立などを含めた認可保育所の特別に果たすべき役割は何かということにも十分言及した上で、さらに、あまりにも認可保育所に限られたサービスコストなどをどのように公平に考えるかということで、随分議論をしたつもりですが、さらに何かございましたらお願いします。

○大川委員 ユーザーの側から、私は公立保育所と、あと、今年の4月から娘は私立の認可幼稚園に通い始めましたが、そのほかに、アメリカではスクールに行きまして、あと、無認可の施設にも、ごく短期の一時期ですけれども、預けたこともあります。いろいろな施設を実際に使ったり、見学に行ったりして、ソフトの面ではほとんど、無認可も認可も、公立も私立も変わらなかったのです。ソフトというのは、つまり保育士さんという意味です。だか

ら、人件費がこれほど変わるといのは非常にびっくりしたんです。

あと、公立保育所はむだが多いというお話が先ほどありましたが、実際にそのように思うことが幾つかありまして、例えば、公立の保育所には施設内に給食をつくるキッチンがあるのですけれども、そのほかの施設、無認可のところにはほとんどありませんし、ほとんどお弁当です。3歳、4歳、5歳の子は、別にお弁当でもいいわけで、それをキッチンを廃止するとなると大変な反対が起きます。一たん手にしたものを手放すのは、どの分野でもやはり大変な反対があると思うんですが、公平な分配ということを考えると、むだな部分とか、人件費とかを削減して、より多くの人に受益してもらおうという観点は、ぜひ必要だと思えます。

公立の保育所だけではなくて、幼稚園も今、預かり保育の普及が進んでいるという文章が8ページにありますけれども、公立の幼稚園では預かり保育を、少なくとも私の住んでいる区ではしていません。預かり保育をしているのは私立の幼稚園だけです。あと、3歳児から預けられるのも私立の幼稚園だけです。そういったことで、公立というのは案外サービスが悪いのだなということ、アメリカから帰ってきて余計そう感じました。民間が悪いということは当たらず、むしろ、コストの削減の努力、サービスの充実という点では、民間をもっともっと取り入れてサービスを充実させていただきたいなと思っています。

○網野部会長 先ほど来の議論と関連するご意見をいただきましたが、ほかにいかがでしょうか。指名させていただくのもなんですが、もしよろしかったら中山委員、この報告書(案)について、ご意見がございましたらお願いします。

○中山委員 資料を十分読む時間がなかったものですから、今日お話を聞いた限りで話をさせていただきますと、ここで書かれている大きな方向性というのは、まさに今求められているところだと思います。また、浅川委員の問題提起等につきましては、皆さん方からご意見がありましたような税投入の公平性と、現在これだけ広がり、深まりのある保育ニーズに対して、どうやって対応していけるかというようなところでは、やはり多様な保育主体が適正な競争をし、そして、保育の質の面でも、コストの面でも、いいものにしていくという取り組みを、私ども現在進めています。

認証保育所についての現状の中での位置づけというのは、高橋委員が最初にちょっとおっしゃったところと、現状のサービスを受ける側の見方というのは、同様な受け止め方ではないかと思えます。いわゆる、待機児が発生して、基本的に、待機児の解消をどう考えるかといいますと、新宿の場合ですと、19年度までに待機児0を目標にして取り組んでいます。それで今、いろいろな形で公立の中の改革と合わせて、新たに公設民営にしたり、それから、公立だったところを、建てかえに際して民営移行を行ったりして、多様な主体がサービスのコストと質で競争できる状況をつくり出していっています。認証保育所に関しては、認証を誘致して、可能な限り、そこでも競い合っていたいただきたいと思います。サービス

を受ける側から見ると、認証保育所に入って、そこでずっとというよりは、認可保育所に入るまでの期間、認証でサービスを受けたいというのが現状における状況です。ですから、そののところはもう少し、サービスの中身を私はもう一度よく検証し、税投入の公平性も合わせて考えていく必要があると思っています。

それと、この報告の全体で見ますと、やはり、今大事なのは、家庭にいる子どもたち、そちらのほうが、ある意味で言えば多くの問題を抱えている部分がありますので、そういった子どもたちへの一時保育でありますとか、相談事業でありますとか、ショートステイであるとか、そういったところをどのようにこれから充実をしていけるかということにも言及をいただいていますので、そういう意味では結構かなと思っています。以上です。

○網野部会長 米山委員、先ほどちょっとご質問いただきましたが、もし、ご意見をいただければと思います。

○米山委員 はい、ありがとうございます。先ほど浅川委員からの資料を見させていただいて、そのコストパフォーマンスの面は、実は、私たちの施設も国立民営なんですけれども、東京都からの、医療費とか福祉のほうの措置費が今後どうなるかという話もありますけれども、削減をされて、給料も下がってなんていうところではありますが、一方、都立で委託を受けている直営の施設と私たちのコストパフォーマンスを比較したものと、私たちの民営でやっているほうが1.5倍ぐらいは仕事をしていて、あと東京都から3億円ぐらいはいただいてやっと合うかな、なんていう話をいつも冗談めいて言っているんです。そういう、書いてありました競争だとか、そういった形で、そのあたりをどんどんインスペクションしていただいて、評価していくということが大事なことかなと思います。保育所の中は、私も存じ上げないものですから、その辺はちょっと、これ以上は申し上げられないのですが。

私自身は、障害児のほうの発達の課題があるお子さんたちを診ていることが多いものですから、ちょっとこの報告書につけ加えさせていただけたらいいなと思うことがあります。8ページの「認可保育所への期待」というところで1行、○の4つ目のところに、「さらに、障害児や増加している養育困難」ということが書かれていて、ここに養育困難の例、今、中山委員からも、こういうご家庭の問題がクローズアップされているというご発言がありましたけれども、そのところで、10ページに「保育に欠ける」要件ということが書かれていますが、本当に「保育に欠ける」要件について、どんなふうにポイント制にしていくのかというのはすごく大事です。アビューされたお子さんたちを、どのぐらいポイントを上げていくか。より優先で保育所に入れることが子どもの安全を保障できたり、見守りのもとになったりするということで、今はずいぶんそのポイントを上げてもらっているのだと思うんです。

そういった意味で、下から2つ目の○のところに「障害児」という言葉を1つ入れていただけるといいかなと。実は、言葉の遅れだとか、そういったことで障害児枠とか加配枠とい

うのを予算化していただいているのですけれども、その予算はほんとうに少ないもの
ですから、そこで結局は入れないという形で、今、インクルージョンを文科省も言っているわ
けですが、保育についても、これは海外でも当たり前なのですから、どうしてもその予
算は必要になってくるかと思えます。そういうところは考えていただきたいと思えますし、
そういう意味では、保育、そのまさにニーズについて、どのように評価するかというところ
が問われる部分だと思えますが、そういったところを考えていただくと、より、そのお
子さんたちが入りやすいかなと思えます。

実際に、先ほどちょっと申し上げた、特別支援とか軽度発達障害というお子さんたちは、
実は、零歳児健診とか3歳児健診でもひっかからないと言われていまして、大体5歳ぐらい
になったところで、どうも多動だと。保育所に入って、就学前、もう1年ぐらい前のところ
になってきて、それで保育所に入って、これは予算が欲しいというふうになったりするお子
さんたちが多いものですから、そういう意味では、そういうお子さんたちも含めて、障害児
と言わなくてもいいぐらいのレベルと考えてもいるお子さんたちも多いのですけれども、
少しそういう障害児ということを加えていただくとありがたいなというふうに思いまし
た。

○網野部会長 「保育に欠ける」要件という中での具体的な重要な内容ということで、今ご
意見をいただきました。今日、新しくといいますか、委員として改めて参加していただいた
方に、ちょっと先にご意見をいただきます。磯谷委員、いかがでしょうか。

○磯谷委員 恐縮ながら、あまり十分な知識がないものですから、話がどうしても漠然とな
ってしまいますけれども、基本的な方向性としては非常に適当なのだろうというふうに思
って聞いていました。これまで、専門部会ないし企画起草委員会でいろいろ激論があったや
にうかがわれるわけですから、おそらく浅川委員がおっしゃるのは、例えば16ページ
の下から2番目の○で、「都加算補助についても見直しを進め」とありますけれども、ここ
がやや突っ込み不足であって、もっと、「なくせ」というふうに明確に書けというところな
んですね。

○浅川委員 はい、そうです。

○磯谷委員 わかりました。それ以外の争点というのは、もしあれば、そのあたりも伺って
みたいと思えます。あと、漠然とした話ですけれども、確かに今提示されたコストを拝見し
ていると、非常に大きな格差があって、あまり合理的な差にはなっていないのだろうと思
います。一方で、この認証保育所の人件費が適正なのかどうかということも、ちょっとよく
わからないなというふうに思っています。これは、保育所自体は、私あまりよくわかりませ
んけれども、幼稚園の話などを聞いておられますと、驚くような安い賃金で働いていて、よく

これでやっていけるなというふうなことがあるわけですがけれども、どうしても、競争ということになると、そのあたり無理が出てくることもあるのだらうと思っています。基本的には、競争していくべきだと思いますし、その中で、やはり、いろいろなニーズにこたえていくのだらうと思いますけれども、それだけでは何とも足りることにはならないのかなと思っています。

この公立保育所がいいとは思ってはいませんが、一方で、虐待とか、非常に手間がかかる子どもたちについて、それをどこでどう見ていってもらえるのかというところも、また1つ気にかかるところです。児童養護施設などを見ていまして、いろいろ無理を言ってお願ひする場合に、どうしても都立といいますか、今、事業団ですけれども、そういったところにお願ひするということがしばしばあって、おそらく、そういうふうな無理が言えるところも、また必要なのだらうと思います。そういうことも全部ひっくるめた多様性というものが必要なのだらうなというふうに思いました。

あとは、何しろあまり議論が十分わかっていないところがありますけれども、先ほどの都加算以外のところで、何か論点などがありましたら教えていただければと思います。

○網野部会長 ありがとうございます。この後に、ずっと議論を続けてきた委員の、また意見とかがあるかと思しますので、そこで確認できるところがあるかと思ひます。かなり議論が明確に両論に分かれたとか、私が、委員長の判断でこれとこれなどと言っても少し偏りがあるかと思ひますので、ぜひそのあたりは、最終報告の段階では、ほかの委員の皆さん方も、ある程度、踏まえておく部分もあるかと思ひますので、後ほど、企画起草委員会の方から少し付言していただきたいと思ひます。

それでは、近藤委員、お願ひいたします。

○近藤委員 私、ただいま、都市型保育サービスについての、この最終報告書をずっと拝見させていただきました。皆様の、現場でまさに活躍していらっしゃる方々の貴重なご意見、また、実際に利用者の立場としてのご意見、そういういろいろなご意見も今伺っている中で、私は、地域の中で感じたことを1つだけ申し上げます。

それは、利用者の声は現場の方から伺ってよくわかるのでございますけれども、多様性のある選択、これによって得た体験を、成功例であれ、また失敗例であれ、そういったことを実際に利用者の方から伺って、そういう、例えば、各区には子育てサロンというのが方々にできていると思うんですね、民間の方々のボランティアの方々がやっていらっしゃるの、結構皆さん、大勢いらしてにぎやかにしていらっしゃるようですので、そういうところを利用して、話し合うことによってあらゆる情報を共有することもできますし、その中で、ただいま申し上げましたような、これはよかった、これは失敗だったというようなお話を聞かせていただいて、子育てに苦労した方々の実体験と申しますか、子育てを終えた後、国や都のいろいろな制度を選択しながら、やっと手が少しあいた方々に、そういうようなご意見を伺

ったりすることもいいですけども、そういう方々が、結局、実践の子育てプロ、大事な国の資源であるので、リーダーとして、地域で共助型をお願いしてみたらどうかということ、そういうことによって、あらゆる情報を共有することが、さらなる良質な子育て支援への一歩に役立てることができるかなと思います。

○網野部会長 ありがとうございます。これまで6人の委員の方からご質問、あるいはご意見をいただきまして、既に議論が再燃した部分もありましたけれども、いわゆる認可保育所、あるいは公立保育所の位置づけといいますか、役割ということが出てきました。さらに、子育て支援、かなり言及していますけれども、このことでの幅広いニーズへの対応、それから、「保育に欠ける」要件の見直しということの中での具体的な重要な事柄、さらに、コストを適切にといいますか、運用する上での、この審議会の報告(案)では福祉的ニーズと一般的ニーズというふうな分け方をしていますが、それによる違いを考える必要があるような受けとめ方をいたしました、そのようなことでご意見をいただきました。

おそらく、まだそれぞれについての関連する意見交換も必要かと思えます。先ほど発言を途中でストップしてしまいましたが。

○柏女委員 よろしいですか。実は、都市型保育サービスと言ったときに、高橋委員のほうから最初にご質問がありましたが、いろいろ、それぞれの委員によって、都市型のニーズというのはどこに着目するかというところで、かなり違っていたのです。ただやはり、この報告の中では、全体的にいろいろな力点の置きどころを満遍なく取り上げていかなければいけないだろうということは、そこが議論になったということなのかもしれないのですが、例えば、待機児童が多いとか、あるいは、働き方が違うので様々な保育ニーズがある、これらも都市型のニーズだろうと。ただ、それ以外にも、例えば今区長さんがおっしゃったような、0、1、2歳の、特に家庭で育てられている子どもたちの子育て問題の負担の問題が非常に大きい、これも都市に特有の問題ではないか。あるいは虐待が多い、これも都市にかなり多い問題ではないか。さらには合計特殊出生率が全国で一番低い、つまり子どもが生まれにくい、子どもを育てにくい、これも都市型のニーズではないか。こうしたことに全部、どういうふうにバランスよくこたえていかなければいけないのか。1つだけを追求していくのであれば、すごくそれは1つの方向が明確に出るわけですけども、そうではない、さまざまな保育ニーズがある中で、それらにどう既存のシステムを変えていきながら対応していくのか、そこがかなり議論になるところだったというふうに、私は理解しています。

そして、今回の報告は十分なものではないとは思いますが、ある程度、みんなの意見の集約のできる場所に落ち着いて、さらに幾つかの異論も当然あるのですけれども、ある程度のもの報告にできたのかなという思いを持っているということです。ちょっと補足をさせていただきました。

○網野部会長 ほかの委員の先生方、いかがですか。

○大日向委員 同じ議論をもう一度繰り返すようですが、申し上げておきたいことがあります。コストの適正運用はとても大事だというふうに思います。ただ、その場合の人件費の考え方ということは、やはり確認しておきたいと思います。これは前にも申し上げたことなんですけれども、私は、人件費というのは、単にむだという視点ではなくて、保育の質のいかに反映できるかという観点から見直していくことが必要であろうと思います。そうしますと、浅川委員から配付された資料の、この非常に大きな格差があるということ、これをどうというふうにとらえていくかということもとても大切だろうと思います。単に年を重ねれば、年功序列で収入が加算されていくと、そんな時代ではもうとうにないということはだれでも承知していることだと思います。

ただ、例えば、この表では、年齢ということが加味されていません。認証保育所の場合、確かに人件費は非常に低いのですが、認証保育所というのは、1年単位ぐらいでゴソッと保育士さんがかかわるところが随分多いです。そうしますと、子どもを地域で見守っていくかということを、どうやって担保できるかということが大きな問題であろうと思います。

それから、公立保育所の保育士さんの給料について、年収が高いか低いかというのはいろいろな議論があるとは思いますが、これは年齢が加味されているということ。浅川委員さんは、40代の保育士さんはもうほとんどだめみたいなことを繰り返しておっしゃっていますが、私はそうではないだろうと。いろいろな年齢の方が子どもを見守ることの必要性も保育の質につながっていくということは、ぜひ記録に残しておきたいと思います。もちろん、先ほど申しましたように、年齢が高くて、自動的に収入が加算されていくようなことであってはならない。ただ、そこにいろいろな専門性だとか、子どもを見守る質ということが、いかに反映されているかという意味で、公平な人件費の適正配分ということで見直すことは賛成ですが、単に公立保育所の保育士さんのお給料が高いという議論ではないようなことをお願いしておきたいと思います。

○網野部会長 まだ発言されていない委員の方で、特に今、おっしゃりたいことがありましたら。

○永瀬委員 何が都市型かということについての私自身の理解を申し上げますと、もともと保育資源が少ないのが大都市であると。地方では幼稚園のかわりに保育所があったけれども、都市は量的に少ない。女性の雇用に対する考え方が変わり、保育需要が非常に高まり、かつ低年齢児保育に対する需要が高まったために足りていない。若者の数も多い。つまり今、急速な拡充が必要で、特段の施策を打たなければいけないというのが都市型なのかと思います。そして、そのニーズには2種類あって、1つは、非常に長時間のニーズ。かなり長時

間働く人が多い、しかも通勤時間もあつたりして、長い時間保育が必要な人がいる。一方で、都市には専業主婦の比率が高いために、また地域社会も脆弱なために孤立する主婦のニーズがある。そういう、かなり種類の違う、しかし両方とも強いニーズがあるのが都市型と思う。もちろん、長時間保育を必要とする人が主婦になったり、逆に主婦が働いたり、同じ人が両方になり得るわけですがけれども。今、急速に何らかの対応が必要なのが都市型であると。

今回出てきた案については、私は懸念も、ある部分ではあります。しかし、今のままでとどまっているだけでは、入れない人たちが非常に多い。ではどうしたらいいかというところで、私自身は、認証が必ずしも好まれていないところもあると思っております。認証でなく認可に入りたいという人たちが多いのを知っていますけれども、今、拡充しなければいけないときに、制約の中でも前進するために出された具体の案と思います。今でも保育所はかなり多く引き受けておりますけれども、さらに在宅児童まで受けるためには、もっと財源を保育に拡充する、量的にも拡充していく必要があることを、ぜひ申し上げたいと思っておりました。この部分は、一部取り入れられたのではないかというふうに思っております。

○網野部会長 ほかにいかがでしょうか。

○窪田委員 私が考えたのは、9ページにあります「認可保育所は、児童館や子ども家庭支援センターなど子育てにかかわる地域の様々な機関と協働しながら、認可保育所の専門性を生かした子育て支援を担っていくことが必要である」というふうに書かれているところなのですが、この「専門性」という言葉が、繰り返し、繰り返し、この報告書の中で出てくるのですが、保育士さんは、子育て、あるいは子どもの特性の専門性はあっても、例えば、親の心のケアに対応できるかという不安な部分があります。

といいますのは、例えば、保育所でも幼稚園でもそうですけれども、先ほど区長さんのほうからお話がありましたように、私の周りでも、実際に、虐待予備軍、あるいは孤立化により、ちょっと病院にお母様が入院なさったという例を何件か見ております。そうしたときに、ほんとうにそういう専門性を生かした心のケアができていのであれば、小学校に子どもが上がってから、実際にそういうことが繰り返し起きることはなくなるのではないかと、そのように考えました。このことは、報告書の最後、上から2つ目の○なのですが、「在宅サービスのニーズ調査などを通して必要な需要数を把握し、それに対応するための供給計画を早急に策定する必要がある」、ここの部分につながるかと思うんですが、認可保育所、児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所と、あらゆる子育ての支援機関の連携によって、うまくそういった埋もれている方たちをすくい上げるための、実際に、実稼働できるような枠組みづくりを早急にお願ひしたいなど、そのように考えました。

○山田委員 2点ばかり、意見というか、感想も含めて申し上げたいと思います。私はこの報告書は結構よくできていると思っております。まず、第1点は都市型に関してですが、都市

と地方と分けられるかどうかというのもまた難しい問題で、「現代の都市」というふうにほんとうは入れたほうがいいと思うんですが、つまり、10年前、20年前の都市と今の都市では違うんだということが強調されていいのだと思います。私は、家族社会学者として地方も調査しているのですけれども、地方でも結構、夜間勤務等や長時間や短時間や、さまざまな雇用形態が広がっています。ただ、地方では、結局三世代や親戚、友人関係がまだ生きていますので、それで何とか見てしまうというところがあるのが、多分違うところかなと。あと、通勤が違うのかなというのが1つあると思いますが、都市と言っていながら現代の都市の問題、先ほど窪田委員が言われたのも、現代社会、ここ10年の間に起こってきた問題ということが重要ではないかなと思います。虐待の発見というか、処理件数が急増したのもここ5年ぐらいの問題ですので、多分、その対応というのがさらに必要になってくると思っています。

あと、コストの問題なのですけれども、浅川委員と大日向委員の議論をいつも聞いているのですが、どっちもあるなと思ひまして。逆に、どっちにしても、例えば、公立保育所で人件費が高いのは、むだか、質がいいのかというのがあります。多分、どっちもあるのだと思うんです。どちらがあったとしても、その質の高い保育士を認証保育所に回すようなことをしなければ、高橋委員が言ったように、子どもにとって公平にはならないのかなという気がします。だから、大日向委員の言っているようなことは、逆に、認証にもっとお金を回したほうがいいのではないかなというふうな結論になるのではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○松原委員 私も、議論ではなくて、自分なりの感想を一言、言わせていただきたいと思ひます。都市型という多様なニーズがあるというふうに考えていて、それにこたえていくために、今まで、まさに既得権のようについていたものを見直していくということが出た大きな一歩だと思います。

それから、前回大川委員のレポートを読ませていただいて、ああ、要するに、サービスのほうも多様じゃなきゃいけないなと思ひしたのは、7人の子育てをした方、計算すると、多分50歳ぐらいの方だろうと思ひのですが、そういう人を気に入る子どももいるだろうし、ひょっとしたら、大学を卒業したばかりの心理の専門家を気に入る子どももいるだろう。だからやはり、ニーズが多様であるならば、サービスも多様であるべきである。そのために一定の見直しをして柔軟にお金をつけていく。その中に、在宅で今子育てをしている専業主婦の方、本当に煮詰まっている方の話を聞きますので、子育てサロンなども含めて、そこにもお金をかけて応援していくべきではないか。そういうことの道筋が、この報告書の中にある程度示されて、僕もいろいろなところで不安はあるのですけれども、それはちょっと置きまして、大きなところでは、そういうふうな道筋をつけられたかなというふうに考えています。以上です。

○浅川委員 まず、認証保育所から認可保育所に移る子どもが多い。だから認証保育所が不安だという話が中山さんから永瀬さんから高橋さんから出たと思いますが、現状はそうですね、これは明らかなんです。認証保育所は、上限8万円の保育料をクリアすれば、それ以内であれば6万円でも7万円でも構わない。それは事業者が自分で決めるわけです。ですから、それを払える高所得者にとっては、認可保育所に行っても、認可保育所の場合には、所得によって保育料が決まりますから、かなりの保育料を払わざるを得ない。しかし、低所得者については、認可保育所へ行けば、相当に保育料が下がります。そういう人たちにとっては、認証保育所よりも認可保育所の方が安い。安いことは、これはすべてに優先するわけですから、その家の家計の状況を改善することになるわけですから、当然そちらに移るわけです。じゃあ、どうしてそういうことが起きているか。それは要するに、保育料が認証保育所は高いわけです。公的な助成が行われていない。つまり、逆に言えば、認可保育所に公的な助成が行われ過ぎているから、利用者自身が払う保育料が安いわけです。それを全体としてどういうふうに見るかということが問題なのです。

東京都の場合には、美濃部都政以来、公費が保育にもものすごく投入されてきました。ほかの府県以上に投入されてきた。その結果、東京都の加算があり、市町村の特別加算があるわけです。私がお配りした認可・認証運営費の比較という図の、右側のほうを見ていただければわかると思いますけれども、「都加算」と書いてあるところ、それから、その右にさらに「区市町村加算」と書いてあります。これはほかの府県にはないわけですから、その分東京の利用者は助かっているわけです。認証保育所には、その余計な公費が投入されていないわけですから、当然利用者の負担が高くなっていく。つまり、公費がどれだけ負担されるかによって、利用者の利用料が変わってくる。これは、一般的な保育のケアが同じであれば当然のことです。ですから、認証保育所から認可保育所に行きたいと思うのは当然の流れ、当たり前前の話であって、事態の解決策はその先にあるのだろうと。事実は事実だろうと思います。

次に、私は再三、大日向委員に、事実に基づかない発言は嘘ですよと繰り返しているんです。先ほども認証保育所は1年単位で保育者がゴソツとかわると。同じような発言を前々回にされたと思いますが、じゃあ、一体どこの認証保育所で、1年単位で保育者がゴソツとかわる事実があるのですかと、再三問うています。しかしお答えがない。お答えがないのにまた同じ発言をされる。事実に基づかない発言をこういう場でされるのはいかがかと私は思います。

これは、実は、大日向委員だけではないんです。前々回に東京都社会福祉協議会がこの児童福祉審議会に寄せた意見書があります。そこにも同様のことが書かれています。「一方で、認証保育所の職員の入れかわりが激しいということも耳にしております」という文章があります。私はこれに疑問を抱きまして、この東京都社会福祉協議会の保育部に問い合わせをしました。一体、これはどこの保育所のことを指しているのかと。もう問い合わせをして3週間たちますが、調べておくということで、いまだに事実は確認できていないんです。つまり、認証保育所の職員の入れかわりがひどいということ、一体、どの保育所を指しておっ

しゃっているのか。公立保育所は転勤があります。園長も主任もかわります。その頻度と比べて認証保育所の職員の異動が激しいという事実が、きちんと示された上で発言されるのだったら私も納得しますけれども、事実に基づかないで、1年単位でゴソッと職員がかわるなんてとんでもないことを、あまり軽々におっしゃらないほうがいいです。

この問題は、三鷹市の東台保育園、ベネッセコーポレーションが最初に公設民営を始めたところで、同じように三鷹市の公立保育所、あるいは福祉関係者から出た話なんですね、もともとは。つまりどういうことかということ、会社であるから、成績の悪い人、あるいは会社にとって都合の悪い人は、当然首を切っていくだろうと。あるいは、正規社員じゃない人がたくさんいるじゃないか、その人たちは1年契約じゃないか、じゃあ、どんどんかわっていくじゃないかという疑問が、この三鷹市の東台保育園に最初に寄せられたんです。でも、結果はどうになりましたか。1年後、2年後、この保育士はほとんど異動がありません。それが事実です。事実に基づかないで、保育士がゴソッとかわるといふ発言をなさるなら、ぜひ、これを論証していただきたい。

それから、次に、いろいろな年齢の人が保育にかかわるのはいいことだと、私もそう思います。しかし、42歳平均でいいのでしょうか。42歳平均ということは50歳近い保育士がいるわけです、30代もいるわけです。普通の日本社会で50歳近い人が出産、育児をしていますか。子育てを卒業された方たちが保育所の現場に入って、5歳児、6歳児と一緒に駆け回れますか。これは、野球に例えれば、ホームベースに球が届かない外野手をチームの一員として試合をするようなものです。つまり、その機能を失われた人は、別のポジションに移ってもらわなくちゃいけないんです。そうしなければ、利用者にとってサービスとは言えないですね。子どもたちと一緒に駆けずり回れるのが、ほんとうに42歳の平均年齢の保育園のあり方として正しいのかどうか、私は非常に疑問に思うわけです。ですから、いろいろな年齢というのはあってもいいけれども、高年齢に傾いた人たちが多いことがほんとうにいいのかとは、はなはだ疑問です。

先ほどお配りした中に、保育士一人当たりの人件費の表があります。認証保育所が約360万円、公立保育所が約800万円、しかし、これは多分、認証保育所は制度がスタートして間もないですから、専門学校を卒業した20歳前後の卒業生をたくさん入れているということもあります。ですから、それよりも、公設民営の、株式会社の保育所約470万円、私は、ここを適正な保育士の現状でやられている給与体系であろうというふうに見ております。つまり、ここには公費の余計な加算が入っていない。それでも同じような保育が、公の中できちとなされているんです。公設民営です、あくまでも公立保育所ですよ、これは。そこで470万円で十分だということになっているわけですから、800万円というのは、いかに考えてもべらぼうだなと、だれでも思うのは当たり前の話じゃないですか。

それをとらえて、いろいろな年齢の保育士があってもいいと。確かに、東京都の賃金体系で言えば、あるいは、区市町村の賃金体系で言えば、年功序列がある。今もきれいに貫徹しています。年齢が上がれば上がるほど、その職務能力が衰えようが、給与が上がっていくわ

けです。それがここにあらわれていると見て正しいわけです。つまり、年齢をここに、平均年齢や、あるいは、モデル保育所の年齢をここに加えていただく資料を、事務局のほうでぜひ出していただければと思いますが、それを見れば、明らかに年齢によって、この保育士の人件費の差が出ているというのは浮き彫りになるはずです。

そういう意味では、最初に高橋さんをご指摘になったように、公立保育所の問題点をもっとここで議論すべきであったのではないかという話は、私は今でもほんとうにそう思いますし、残念です。この報告書の中では、認可保育所という形で、公立保育所と社会福祉法人立保育所と一緒に議論されてきてしまった。この報告書の中で、もう少し公立保育所の問題点をきちっと浮き彫りにし、そこにむだな経費の加算、東京都の加算が投入されているというような筋道をきちっと立てていくべきだっただろうと、私は自分としては反省しておりますけれども、結果として、加算を撤廃するという文章がここに入れば、そういうことが満たされるのではないかと思って、再三指摘をしました。

しかし、残念ながらそれに反対する方が多いし、今日この場でも、いまだにそれをなぜ反対したのかということをきちんと表明されない委員の方がいるというのも、非常に遺憾というか、残念だと思います。なぜ反対したのか、きちっと表明すべきだろうと思います。以上です。どうもありがとうございました。

○網野部会長 このことについてはまた、議論、リアクションが必要な方もおられるかと思いますが、磯谷委員が質問されましたように、どんなところの論点でかなり対立があったか、あるいは重要な論点として指摘されたかという1つの内容であったかと思います。さらに、言うまでもないことですが、審議会の企画起草委員会の議事録は、委員は自由に読むことができますよね。そういうところで、いろいろと、また読み取っていただければと思います。これだけの分野の、それぞれの方々が、窪田委員がおっしゃいましたが、それぞれの専門性を踏まえながら、いろいろ、貴重な意見をいただきました。ほんとうに皆さん、それぞれ、十分でないと思っておられるところもあるかと思いますが、今期の審議会としては、この内容で最終報告を出させていただきたいと思います。

なお、若干、今日いただきました意見の中で、もう少し、最終報告(案)の中で、加える、あるいは、表現で検討したほうがいいということについては、事務局とまた詰めていきたいと思いますが、おおむね、この内容でご了解いただけるということで次回に向けていきたいと思います。事前に事務局から報告書(案)とか資料の送付等があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

ちょうど時間が近づきましたので、きょうの拡大専門部会はこれで審議を終了いたします。次回は5月6日の午前10時ということで予定させていただいております。連休明けの初日ですけれども、また、ぜひ、ご出席いただきますようお願いいたします。

それから、その日は、午後1時30分から里親認定部会を予定しております。その部会の委員を兼ねておられる委員の方には、長時間にわたって恐れ入りますが、よろしく願い

たします。

事務局から連絡、確認事項はございますか、ございませんか。それでは、本日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会